

コロナ関連でお困りの方など資金のご相談はお早めに！
 新型コロナウイルス対策「マル経」・「特別利子補給制度」は6月30日まで、
 4月から運転資金も返済期間10年以内となります！

マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦で日本政策金融公庫が融資する国の制度です。商品・材料仕入、店舗・工場の増改築、車両購入など事業資金にご利用いただけます。

無担保

低金利

無保証人

融資額

2,000万円以内

※1,500万円を超える場合は、
別途条件があります。

返済期間

運転資金

7年以内

据置期間

1年以内

(令和4年4月1日現在)

設備資金

10年以内

据置期間

2年以内

利率(年利)

1.21%

(令和4年5月1日現在)

完済
まで

「設備資金貸付利率特例制度」

5年間で2%以上の付加価値の伸びが見込まれる設備資金の金利は、**貸付後2年間0.5%軽減**されます。(所定の計画書提出が必要です。)

0.71%

(令和4年5月1日現在)

貸付後
2年間

お申込み要件 (以下のすべての要件を満たす方)

- ◇従業員数 小売・卸売・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く) 5名以下
建設・製造・宿泊・娯楽業・その他 20名以下
(法人役員・家族従業員・パート、アルバイト等を除く。)
- ◇所得税・法人税・事業税・住民税を完納されている方
- ◇市内で1年以上事業を営んでいる方
- ◇商工会議所の指導を原則6ヶ月以上受けている方

新型コロナウイルス対策マル経

〈3年間金利負担 実質0円〉

融資額

別枠
1,000万円以内

返済期間

[運転資金] [設備資金]

10年以内

据置期間
3年以内

据置期間
4年以内

(令和4年6月30日まで延長)

利率(年利)

基準利率

1.21%

(令和4年5月1日現在)

コロナ対策
別枠

0.31%

当初3年間を
利率0.9%低減

【融資対象条件(上記要件に加え以下の条件)】

最近1ヵ月等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前3年の同期と比較して**5%以上減少**またはこれと同様の状態にある小規模事業者。

※下記の特別利子補給対象事業者は、売上高が急減した場合、**当初3年間は『実質無利子』**となります。(具体的な手続きは、中小企業基盤整備機構 HP でご確認ください。)

中小機構『新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事業』

新型コロナウイルス感染症対策マル経融資を受けた日から最長3年間にあたる利子額を一括して助成

【対象事業者】

- ①小規模事業者[個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)] ◇売上高要件なし
- ②小規模事業者[法人事業者] ◇貸付の申込を行った際の最近の1ヵ月、その翌月又はその翌々月の売上高が・前年又は前々年の同期と比較して**15%以上減少**している方
- ③中小企業者等[上記①②を除く事業者] ◇貸付の申込を行った際の最近の1ヵ月、その翌月又はその翌々月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して**20%以上減少**している方

詳しくは、会津若松商工会議所 中小企業相談所まで TEL 0242(27)1212 FAX 0242(27)1207

※ご不明点等はお問い合わせください。また、ご融資実行まで、多少お時間を頂戴いたします。ご相談、お申込みはお早目に！

◆ご利用事例

運転資金

- 商品や材料の仕入に
- 仕入の一括化で利益率を高めたい
- 買掛金や支払手形・諸経費の決済に
- 外注費支払いに
- 賞与などの一時的な支払いに

設備資金

- 業用車両の購入や買い替えに
- 機械や事務機器の導入や買い替えに
- 店舗や工場の増改築に



<マル経融資ご利用について>

◆申込みに必要な書類

申込み前にもう一度、下記書類をチェック！

法人の方

- 前期・前々期の決算書・確定申告書（写）
（税務署の受付印があること・電子申告の場合は受信通知添付）
- 決算後6ヶ月以上経過の場合は直近の残高試算表
- 見積書・カタログ等（設備資金の申込みの場合）
- 法人税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
- 金融機関等の借入金明細書（代表者個人の借入金等も含む）

個人の方

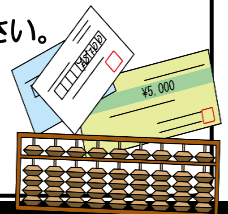
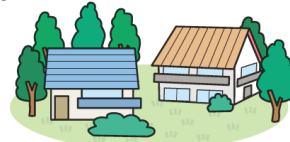
- 前期・前々期の決算書（又は収支内訳書）・確定申告書（写）
（税務署の受付印があること・電子申告の場合は受信通知添付）
- 所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
- 見積書・カタログ等（設備資金の申込みの場合）
- 金融機関等の借入金明細書（代表者個人の借入金等も含む）

初めてお申込みの方 ※以前ご利用頂いた方で、内容に変更等があった方もご用意下さい。

代表者及び法人所有の土地・建物3ヶ月以内の登記簿謄本

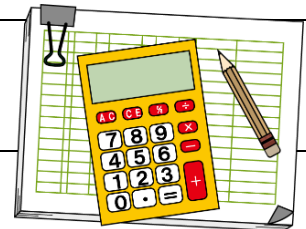
法人事業者の方は、6ヶ月以内の商業登記簿謄本

※その他必要に応じて書類のご提出をお願いする場合があります。



◆ご融資までの流れ

1 ご相談	商工会議所の経営指導員から経営状況等及び資金用途についてお聞きします。
2 お申込み	所定の「借入推薦依頼書」へ必要事項を記入し申込みをします。 ※融資条件や資金用途等からお申込みをお断りする場合があります。
3 実訪調査	商工会議所の経営指導員が訪問し、営業状況等を調査いたします。 ※事前にご訪問させていただく日時等をご連絡致します。 ◆実訪調査の際、下記書類等をご準備ください。 <input type="checkbox"/> 所得税、法人税、事業税、住民税の納付金額が確認できる領収書など（納付期日到来分まで） <input type="checkbox"/> 普通・定期預金の通帳・証書など <input type="checkbox"/> 売上高、売掛・買掛金、手形取引など確認できる各種帳簿及び書類など ※営業状況の確認のため、その他書類等のご提出をお願いする場合があります。
4 審査・推薦	商工会議所内の審査会で審査し、承諾された事業所を日本政策金融公庫に推薦いたします。 ※審査は、商工会議所より委嘱した委員が行いますので、秘密漏えいのご心配はありません。
5 公庫審査	商工会議所が推薦した事業所を日本政策金融公庫で審査いたします。
6 融資の可否	日本政策金融公庫の審査後、融資が決定したお客さまには、必要書類等がご送付されます。お客さまが所定の手続きのうえ返送後、融資実行となります。



- ◆返済計画を十分に検討し、ご相談はお早めに！ ◆ご利用にあたっては、融資条件等からご要望に沿えない場合がございます。
- ◆既にご利用の方については、残高の借換えも柔軟な対応をしておりますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、会津若松商工会議所 中小企業相談所まで TEL 0242(27)1212 FAX 0242(27)1207